

大阪府立大阪北視覚支援学校 寄宿舍の入退舎に関する内規

(目的)

第1条 大阪府立大阪北視覚支援学校 寄宿舍の入舎及び退舎に関する基準（以下、基準）にもとづき、大阪府立大阪北視覚支援学校寄宿舍（以下、寄宿舍）の入退舎に関する運営を適正に管理し、円滑化するためにこの内規を定める。

(入退舎の検討に関する組織)

第2条 校内に入舎検討会議を置き、寄宿舍の入舎ならびに退舎に関する事項（以下、入退舎事項）を協議する。

- 2 入舎検討会議は校長・教頭・寄宿舍委員・寄宿舍代表及び寄宿舍教務担当を構成員とする。校長は、検討に必要な教職員を加えることができる。
- 3 校長は入舎検討会議において協議されたことを参考にし、寄宿舍の入退舎事項を決する。
- 4 校長は前項までによらず、入退舎事項を専決することができる。

(入舎基準に関する事項)

第3条 基準第4条第1項（3）寄宿舍舎則等は、寄宿舍に入舎が決定した者に対して共同生活を営む上で必要なルールやマナー等を言う。

- 2 同項（4）通学に要する時間について、経路は就学奨励費で認定された経路及び方法とする。ただし、現に通学バスを利用している場合は自宅から学校までを、また自家用車通学の場合は最寄駅までを自動車を使用したとして最寄駅から学校までを、最も経済的かつ合理的な経路を使用したものとし、入舎希望者の実態に応じて算出する。
- 3 同項（5）週4泊利用する者の中で、継続した医学的治療・診察・訓練等を受けるためにやむなく宿泊できないことがあっても、入舎を認めるものとする。
- 4 同条第2項の学部学年の順について、学部は高等部専攻科理療科、高等部専攻科保健理療科、高等部本科保健理療科、高等部本科普通科、中学部、小学部の順とし、学年はそれぞれ高学年から低学年とする。なお、小学部は家庭での時間を大切にする観点から、対象を5年生以上とする。
- 5 同条第3項について、緊急的利用の申し出があった場合、校長は家庭および福祉機関と連携をはかり、必要最低限度の利用を認める。
- 6 同条第4項の申請書は、本内規の様式1とする。

大阪府立大阪北視覚支援学校 寄宿舍の入退舎に関する内規

(体験的利用)

第4条 基準第4条第1項に該当する者は、入舎検討会議の構成員の協議で定めた期間の範囲で体験的利用を行うことができる。

2 本校の寄宿舍入舎を前提として体験的利用を行ったのち入舎に至らなかった場合、構成員で再度協議を行い、体験的利用の可否を決定することができる。

3 府外転出等の事情から寄宿舍体験が必要な場合は、基準第4条第1項4号及び5号の規定によらず、体験的利用を行うことができる。

4 第1項及び第3項についての手続きは、基準第4条第4項を準用する。

(申請による退舎に関する事項)

第5条 基準第7条の申請書は、本内規の様式2とする。

附則

1. この内規は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年5月7日 様式1・2改正（元号関係）

令和2年3月1日 体験的利用に関する規定、所要時間の算出関係規定の改正

令和5年2月1日 第2条第2項、第3条第2項、第4条全項の改正

2. この内規が適用されるまでは、従前の例による。